参議院選挙区、比例代表選出議員選挙

7月11日（日）は投票日

投票時間は午前7時から午後8時まで

参議院議員通常選挙の投票が、7月11日（日）に行われます。

国政に私たちの意思を伝える大事な選挙です。棄権することなく進んで投票しましょう。

「朝日ヶ丘団地」の人は投票所が変わります

朝日ヶ丘団地にお住まいの人は、投票所が「朝日ヶ丘集会所」から「運動公園管理事務所（旧勤労青少年ホーム）」に変わります。皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いします。

「あらおシティモール」に期日前投票所を開設します

期日前投票が、あらおシティモールでもできるようになりました。ぜひご利用ください。

●**期間**　6月25日（金）～7月10日（土）

●**時間**　午前10時30分～午後7時

【投票できる人は】

投票できる人は、次の要件を満たし、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人です。

・7月11日現在で満20歳以上の人（平成2年7月12日までに生まれた人）

・平成22年3月23日までに転入届をし、引き続き荒尾市に住んでいる人。

※3月24日以降に本市に転入した人は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、不在者投票をすることができます。（投票用紙を取り寄せる請求書用紙は、荒尾市の選挙管理委員会事務局にあります）。

【不在者投票】

①滞在先（市外）での不在者投票

不在者投票ができる期間や要件などは、期日前投票と同じです。

投票用紙を取り寄せる場合は、入場券の中にある「期日前投票不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して荒尾市選挙管理委員会まで請求してください。

滞在先の選挙管理委員会に請求書があります。

投票当日までに着く必要がありますので、手続きはお早めにお願いします。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票ができますので、早めに病院や施設におたずねください。

③郵便による不在者投票

（投票用紙を請求できる期間）

6月22日（火）～7月7日（水）

（この制度を利用できる人）

身体障害者手帳	両下肢、体幹もしくは移動機能の障害	一級もしくは二級
	内臓機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）の障害	一級もしくは三級
	免疫・肝臓の障害	一級から三級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項症から第二項症まで
	内臓機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）の障害	特別項症から第三項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5であるものとして記載されている人	

※郵便投票の資格がある選挙人で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人を届け出て代理記載人投票をすることができます。

【荒尾市を離れて修学している人の住所と投票は】

学生が本市を離れて、アパートなどから通学している場合は、特別な事情がない限り、現在住んでいる所が住所地になります。本市に住所があっても投票することができません。

【投票所入場券】

投票所入場券は、各有権者に郵送します。

投票日には、入場券を持って投票所にお出かけください。

もし、入場券を忘れたり紛失した人、届かない人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票ができます。

※入場券が届くまで多少時間がかかりますが、ご了承ください。

【期日前投票】

投票当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

●期間

6月25日（金）～7月10日（土）

※休日も開いています。

●場所と時間

市役所とシティモールでは、時間が異なりますのでご注意ください。

・市役所1階11号会議室
午前8時30分～午後8時

・あらおシティモール2階シティホール
午前10時30分～午後7時

【投票の方法】

投票所では、最初に熊本県選出議員の投票用紙（薄い黄色）を交付します。この投票用紙には「候補者名」を書いてください。次に比例代表選出議員の投票用紙（白色）を交付します。この投票用紙には「候補者名」または「政党名」を書いてください。（左図参照）

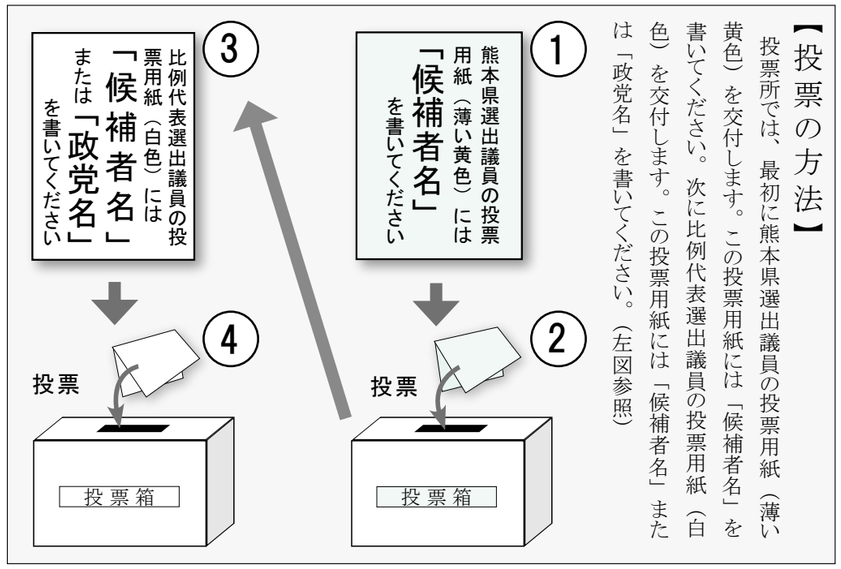

［問］選挙管理委員会事務局　☎63・1254